

# 登録事業者の要件

「認定特定行為業務従事者」又は「実地研修を修了した介護福祉士」がたん吸引等の行為を実施するには、所属する事業所・施設が登録事業者として県から登録を受けている必要があります。  
登録申請は、事業所ごと(事業所の指定単位ごと)に行ってください。

## 《対象となる施設・事業所等の例》

- ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・特別支援学校

※医療機関は対象外

## ① 登録特定行為事業者

「認定特定行為業務従事者」である介護職員等にたん吸引等の業務をさせる事業所を「登録特定行為事業者」といいます。

### 《登録基準》

- 医療関係者との連携に関する事項
  - ・介護職員等によるたん吸引等についての医師の文書による指示
  - ・介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担
  - ・緊急時に適切に対応できる体制
  - ・個々の対象者の状態に応じ、たん吸引等の実施内容等を記載した計画書の作成
  - ・たん吸引等の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
  - ・業務の手順等を記載した業務方法書の作成
- その他安全確保措置
  - ・医療関係者を含む安全委員会の設置及び研修の実施等、安全体制の確保
  - ・必要な備品等の確保
  - ・感染症予防の措置
  - ・たん吸引等の計画書の内容についての利用者本人や家族への説明と同意
  - ・個人情報保護

なお、認定証を持つ介護職員等が不在の場合でも、看護師資格を持つ介護職員が従事者名簿に記載されていれば事業者登録は可能です。

## ② 登録喀痰吸引等事業者

「実地研修を修了した介護福祉士」にたん吸引等の業務をさせる事業者を「登録喀痰吸引等事業者」といいます。行為の実施には、事業者が「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録している必要があります。

事業者登録の要件としては、登録特定行為事業者と同様の登録基準に加え、実地研修未実施の介護福祉士に対する実地研修の実施体制があることが挙げられます。

### 《介護福祉士に対する実地研修の実施体制》

- ・指導看護師により実地研修の指導と評価を受けられる体制がある
- ・緊急時の対応手順や連絡体制が整備されている
- ・実地研修協力利用者の同意書がある
- ・実地研修に対する医師の指示書がある

実地研修を実施するうえで、事業者が対象となる損害賠償保険制度に加入しておくことも安全確保措置として重要です。

介護福祉士に実地研修修了証を交付した事業者は、実地研修修了者管理簿を作成し、県に提出してください。(7月・12月・3月末締め、翌月提出)